

# 改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会

## 報告書（案）

令和8年〇月

# 改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会

※黄色マーカー部分を中心に御説明予定。

## 目次

1	I. はじめに .....	2
2	II. 建替配慮書 .....	3
3	1. 建替配慮書の制度趣旨 .....	3
4	2. 本検討会で扱った事業種（火力発電、風力発電及び地熱発電）とそれ以外の	
5	事業種の取扱い .....	3
6	3. 建替事業の要件設定の考え方 .....	4
7	3-1. 火力発電事業 .....	6
8	3-2. 風力発電事業 .....	8
9	3-3. 地熱発電事業 .....	10
10	4. 建替配慮書の記載内容 .....	11
11	4-1. 通常の配慮書との差異 .....	11
12	4-2. 環境の保全のための配慮の内容 .....	12
13	5. 基本的事項等の改正 .....	12
14	III. 環境影響評価図書の継続公開 .....	14
15	1. 制度趣旨等 .....	14
16	2. 図書の継続公開における留意点 .....	14
17	IV 参考資料 .....	15
18	改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会 開催要綱 .....	15
19	改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会 委員等名簿 .....	17

1     **I. はじめに**

2     環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）について、前回改正の完全施行から 10 年が経過した  
3     ことを踏まえ、より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方について総合的な検討を行う  
4     ために、令和 6 年度に中央環境審議会総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」及び「風力発  
5     電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」により審議が進められ、令和 7 年 3 月に  
6     「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電事業に係る環境影響評価の  
7     在り方について（二次答申）」の答申がなされた。これら答申では、前回改正により創設された計  
8     画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）手続・報告書手続の点検等が行われたことに加え、  
9     近年件数が増加傾向にある、設備の建替えの時期を迎える事業に係る効果的かつ効率的な環境影  
10    響評価手続の実施や、環境省が環境影響評価手続において作成した書類（以下「環境影響評価図  
11    書」という。）を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立する必要  
12    があるとされた。これを踏まえ、既存工作物について、除却又はその使用を廃止し、同一又は近  
13    接区域に当該既存工作物と同種の工作物の新設を行う事業（以下「建替事業」という。）を対象と  
14    した環境影響評価手続の見直し、環境影響評価図書の継続公開に関する規定の新設等を内容とする  
15    環境影響評価法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）が令  
16    和 7 年 6 月に成立した。

17    改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（以下「検討会」という。）では、建替事業の要  
18    件や建替事業に係る配慮書（以下「建替配慮書」という。）の記載事項の詳細な内容をはじめとする  
19    改正法の施行に向けて必要な技術的な事項の整理・検討を行った。

20

21    本報告書は、令和 7 年度に〇回の検討を行った結果をとりまとめたものである。

## 1 II. 建替配慮書

### 2 1. 建替配慮書の制度趣旨

3 配慮書手続は事業の枠組みが決定する前の事業計画の検討段階において環境配慮を行うもの  
4 であり、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことで、事業計  
5 画の検討の早期の段階において、柔軟な計画変更により重大な環境影響の回避・低減を図ること  
6 を目的としている。計画段階配慮事項の検討に当たっては、事業に係る位置・規模又は構造物等  
7 の構造・配置に関する適切な複数案を設定することを基本としており、計画段階配慮は、事業実  
8 施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造に関して複数案  
9 から一案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うものとされている<sup>1</sup>。こうした配慮  
10 書手続は、特に、大規模な新規開発を行う場合において、環境保全の観点を踏まえた適切な立地  
11 選定を行うという観点から、有効であると考えられる。

12 建替事業の場合には、建替え前の事業と位置や規模が大きく変わらないため、新規事業と同等  
13 の調査・予測・評価ではなく、既存事業の実施に伴う環境影響についての観測結果等を活用する  
14 などの合理化された手法により配慮書手続を行うことが可能であると考えられる。そこで、建替  
15 事業に係る環境影響評価手続の合理化を図るため、改正法において新たに建替配慮書制度が設け  
16 られ、建替事業を行おうとする者は、通常の配慮書に代わり、一部の記載事項が変更された建替  
17 配慮書の作成を行うこととされた。なお、建替配慮書に対しても、環境大臣は環境の保全の見地  
18 からの意見を述べることができ、また、事業者は環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）  
19 手續以降は通常と同じ環境影響評価手続を実施することになる。

20

### 21 2. 本検討会で扱った事業種（火力発電、風力発電及び地熱発電）とそれ以外の事業種の取扱い

22 環境影響評価法では13種類の事業が対象事業として定められているところ、事業特性上、建替  
23 事業が想定されない公有水面の埋立ての事業以外の12事業種が建替配慮書制度の対象となり得  
24 るものとして改正法に規定された。このうち、発電事業においては、既存の発電所・発電設備を  
25 除却又は廃止し、新たに発電所・発電設備を設置する事業がこれまで多数実施されてきている。  
26 一方で、発電事業以外の事業種（道路、河川工事、鉄道、飛行場、廃棄物最終処分場及び面的整  
27 備事業）においては、工作物を除却又は廃止し、当該工作物と同種の工作物を同一又は近接区域  
28 に新設する事業については環境影響評価法に基づく手續が行われた実績はない。

29 本検討会では、これまでこうした建替えの実績があり、今後も建替えが想定される火力発電事  
30 業、風力発電事業及び地熱発電事業について、建替事業の要件等に関する検討を行うこととした。

31 なお、これら以外の電源種及び事業種についても、今後の技術進展や建替事業の見込み、実績  
32 等を注視し、必要に応じて適宜建替事業の要件等の検討を行うことが想定される。また、本検討  
33 会で検討の対象とした事業種に係る建替事業の要件等に関しても、今後の技術進展等に応じて、  
34 適宜見直しが行われるべきものである。

<sup>1</sup> 計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）より

### 3. 建替事業の要件設定の考え方

建替配慮書制度の施行に向けては、

①既存工作物が設置されている区域の境界からの距離

②新たな工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比の範囲

を政令において定める必要がある<sup>2</sup>。さらに、①に関しては数値だけでなく、「既存工作物が設置されている区域」自体の考え方を整理する必要がある。

改正法において、既存工作物とは法が対象としている事業種に係る工作物であることから、火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業における既存工作物は「事業用電気工作物であって発電用のもの」(法第2条第2項第1号ホ)である(なお、ガスタンク、貯水池、アクセス道路等の付帯設備や関連施設については、発電事業に係る環境影響評価の対象となりうる範囲に含まれるが、これらは「事業用電気工作物であって発電用のもの」ではないため、既存工作物に該当しない。)。そのため、発電事業に係る当該区域の考え方を、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第23条第1項<sup>3</sup>の運用実態<sup>4</sup>を踏まえ、表1のとおり整理した。

15

<sup>2</sup> 改正法による改正後の環境影響評価法(抄)

(配慮書の作成等)

第三条の三 (略)

2 既存工作物(第二条第二項第一号イからヘまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。)について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域(当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。)において当該既存工作物と同種の工作物(当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。)の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

一 事業実施想定区域

二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

3 (略)

<sup>3</sup> 電気設備に関する技術基準を定める省令

(発電所等への取扱者以外の者の立入の防止)

第二十三条 高圧又は特別高圧の電気機械器具、母線等を施設する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。

2 (略)

<sup>4</sup> 電気設備の技術基準の解釈(改正 20251104 保局第2号 令和7年11月20日付け)

【発電所等への取扱者以外の者の立入の防止】(省令第23条第1項)

第38条 高圧又は特別高圧の機械器具及び母線等(以下、この条において「機械器具等」という。)を屋外に施設する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所(以下、この条において「発電所等」という。)は、次の各号により構内に取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じること。ただし、土地の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りでない。

一 さく、へい等を設けること。

以下略

表1 「既存工作物が設置されている区域」の考え方

事業種	火力発電事業	風力発電事業	地熱発電事業
既存工作物が設置されている区域	発電所敷地	風車設置位置	発電設備敷地
理由・背景	火力発電事業の場合は、一般的に発電所敷地全体が柵、塀等で囲われており、敷地が明瞭であることから、既存工作物が設置されている区域を「発電所敷地」と整理する。	風力発電事業の場合は、柵、塀等で囲われた区域は、「風車の各号基ごとの位置」や「風車が建っている区域全体」など事業ごとに様々である。 風力発電事業に共通の考え方として、少なくとも各号基において人がみだりに入らない措置が講じられていることから、既存工作物が設置されている区域を「風車設置位置」と整理する。	地熱発電事業の場合は、山地での実施が多く、発電所の敷地は複雑な形である。環境影響評価法の対象となる建替事業はタービン、冷却塔等の更新事業であることから、既存工作物が設置されている区域をこれらの設備が一体的に設置されている「発電設備敷地」と整理する。

3 建替事業の要件を定めるに当たっては、既存工作物に係る情報を配慮書段階での調査・予測・評価に活用することができる程度に建替え前後の工作物の位置や規模が類似している必要があることを踏まえて検討することが適切である。ここでいう「規模」については、環境影響評価法では同法の対象となる発電事業の規模要件として出力が指標とされていることから、火力発電事業及び風力発電事業、地熱発電事業では出力が該当する。

4 環境影響評価法では、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の公告後に対象事業の内容を変更する場合に、その変更が政令で定める軽微な変更（以下「軽微変更要件」という。）その他の政令で定める変更に該当する場合に限り、方法書からの手続を再度行う必要はないとされている。  
 5 軽微変更要件では、事業の諸元のうち、対象事業実施区域や出力等、変更することによって環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあるものについて、これまで行ってきた環境影響評価手続の意味を損ねるほどには大きな環境影響の増加を生じない範囲での事業の内容の変更を定めている。改正法における建替配慮書制度は、既存事業に係る環境測定結果等を新設工作物の設置事業の調査・予測・評価に活用して配慮書手続を合理化できる程度に建替え前後の工作物に係る設置場所や規模が類似していることを想定して導入されたものであることから、建替事業の要件の検討に当たっては、軽微変更要件<sup>5</sup>を参考にすることが可能である。  
 6 そこで、軽微変更要件を参考にしつつ、技術進展も踏まえ、各事業種の評価書に基づく建替え

<sup>5</sup> 火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業においては「変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。」「発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。」等の要件が軽微変更要件として定められている。

1 前後の位置や出力、環境負荷の変化を踏まえて建替事業の要件の検討を行った。なお、「2. 本検  
2 討会で扱った事業種(火力発電、風力発電及び地熱発電)とそれ以外の事業種の取扱いについて」  
3 においても示したとおり、建替事業の要件は、今後の技術進展等<sup>6</sup>に応じて、適宜見直しが行われ  
4 るべきものである。

5

### 6 3-1. 火力発電事業

7 火力発電事業については、過去に建替えの実績<sup>7</sup>が24件存在しており、これらについて、「建替  
8 え前後の発電設備の位置の変化」、「建替え前後の出力比」及び「出力比と環境負荷の関係」につ  
9 いて整理を行った。

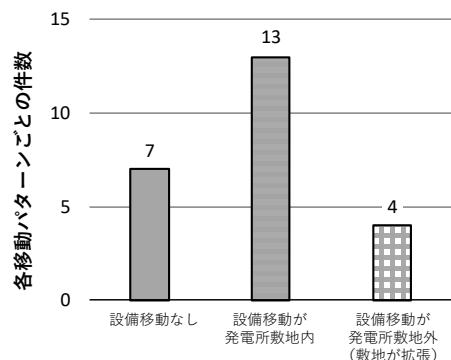


図1 建替え前後の発電設備の位置の変化

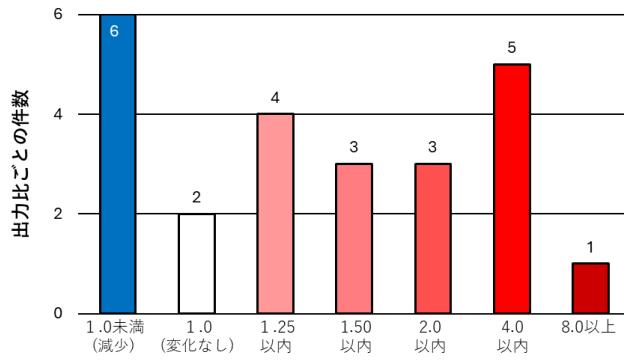


図2 建替え前後の出力比(火力)

10 火力発電事業の建替えにおける発電設備の位置の変化は、以下の3パターンに分類される。

- 11 (1) 発電設備の位置が変わらないもの  
12 (2) 発電設備の位置が発電所敷地内で移動するもの  
13 (3) 発電設備の位置が発電所敷地外に移動するもの(敷地が拡張するもの)

14 このうち、(1)及び(2)が約9割を占めるという結果になった(図1)。また、建替え前後の  
15 出力比については、6割以上が建替え後に増加していた(図2)。

16 次に、火力発電事業の環境影響評価の主な評価項目として選定される大気質(NOx、SOx、ばい  
17 じん)、水質(COD、T-N、T-P)、CO2(排出量、排出原単位)及び温排水熱量と、建替え前後の出  
18 力比の関係は図3～図6のとおりであった。なお、実績として整理した24件の火力発電事業のう  
19 ち、1件の事業は出力比が8.0を超えており、そのデータは図3～6のプロットからは除外して  
20 いる。出力比と環境負荷の関係については、出力の増加が大きくなるほど各種環境負荷が大きくな

<sup>6</sup> 今后の風車の大型化の傾向や、ノンファーム型の風車の傾向等

<sup>7</sup> 環境影響評価法に基づく手続を実施した火力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定したもの。

1 なる傾向がみられた。

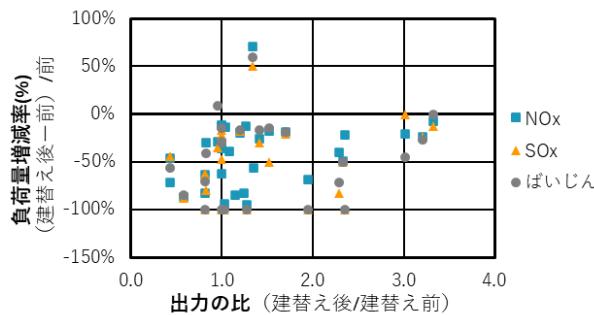


図3 建替え前後の出力比と大気質の変化（火力）

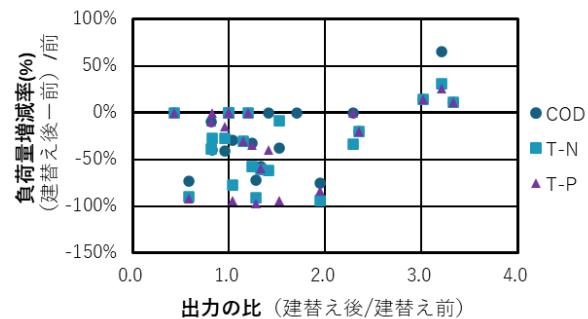


図4 建替え前後の出力の比と水質の変化（火力）

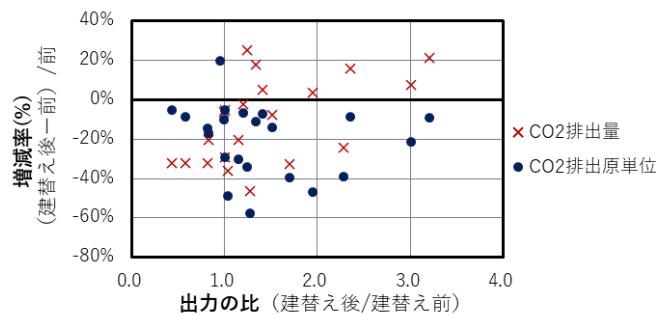


図5 建替え前後の出力比とCO2の変化（火力）

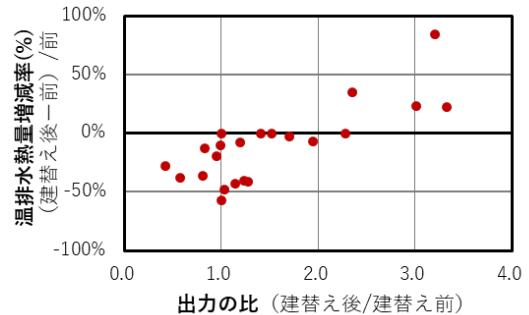


図6 建替え前後の出力の比と温排水の変化（火力）

2 以上より、距離に係る要件については、軽微変更要件を参考に、規模に係る数値の比の要件について、位置に係る環境要素である大気質、水質及び温排水熱量が概ね建替え前から大幅に変化していないことが確認される値を参考にできると考えられる。

5 これを踏まえると、火力発電事業における建替事業の要件としては、政令で定める距離については、例えば300m程度、政令で定める規模に係る数値の比については、例えば2.0程度以下とするのが適当と考えられる（図7）。なお、建替え後の出力が建替え前の出力よりも小さくなるような場合は、建替え前後の出力の比が1.0未満となるが、既存事業に係る環境測定結果等を新設工作物の設置事業の調査・予測・評価に活用して配慮書手続を合理化できることが可能であり、建替事業の規模に係る数値の比の要件を満たすと考えられる。

11



図7 火力発電事業の建替要件の例

12

### 1 3-2. 風力発電事業

2 風力発電事業については、過去に建替えの実績<sup>8</sup>が 19 件存在しており、これらについて、「建替  
3 替え前後の位置の変化」、「建替え前後の出力比」及び「出力比と環境負荷の関係」について整理を  
4 行った。

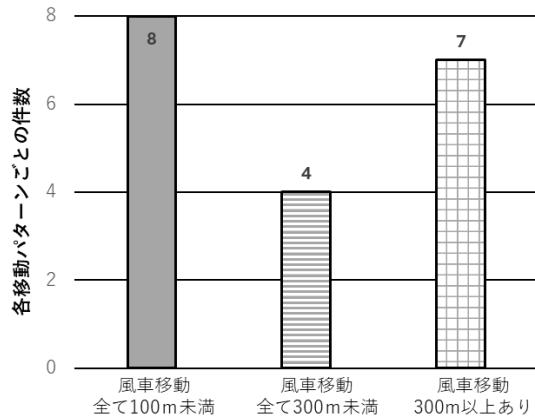


図 8 建替え前後の発電設備の位置の変化 (風力)

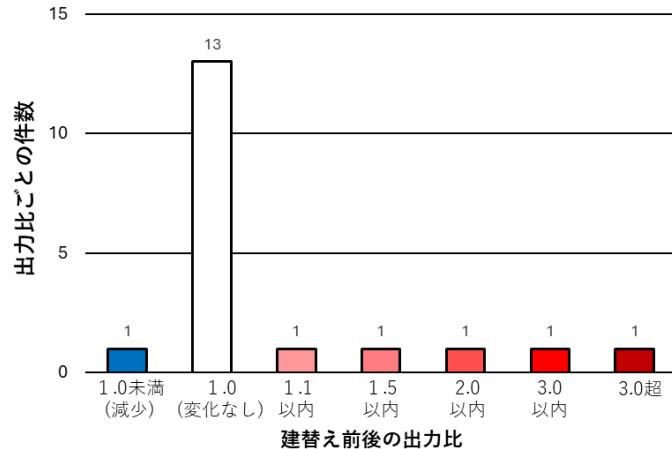


図 9 建替え前後の出力比 (風力)

5 風力発電事業の建替えにおける、発電設備の位置変化を以下の 3 パターンに分類する。

- 6 (1) 風車位置の移動が全て 100m 未満のもの  
7 (2) 風車位置の移動が全て 300m 未満のもの  
8 (3) 300m 以上の風車位置の移動があるもの

9 分類の結果、(1) 及び (2) が 6 割以上を占めた (図 8)。また、建替え前後の出力比について  
10 ては、19 件のうち約 7 割は増減がなかった (図 9)。

11 また、風力発電事業の建替え前後で比較できる定量的な環境負荷としては、改変面積・切盛量  
12 が挙げられるところ、建替え後の改変面積・切盛量と建替え前後の出力比の整理を行った結果、  
13 明確な関係は見られなかった (図 10、図 11)。

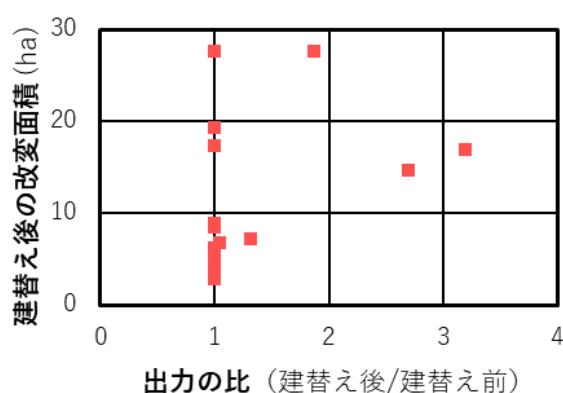


図 10 建替え前後の出力比と建替え後の改変面積 (風力)

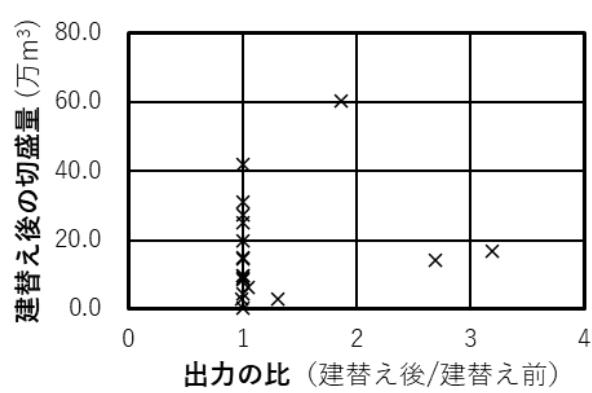


図 11 建替え前後の出力比と建替え後の切盛量 (風力)

<sup>8</sup> 環境影響評価法に基づく手続を実施した風力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和 7 年 3 月末までに評価書が確定したもの。

1 なお、風力発電事業は多くの場合、バードストライク等の鳥類等への影響が懸念されるところ、事業者が死骸調査等により鳥類への影響を事後調査として行うケースも多くみられるが、実績の整理を行った19件において網羅的に事後調査報告書の確認ができなかつたこと等から鳥類への影響を定量化することは困難であった。さらに、今後予測される風車の大型化の傾向や、非FITでの売電や系統接続の在り方の変化（一般社団法人日本風力発電協会ヒアリング結果）を踏まえると、今後の建替えの傾向は従前と大きく異なることが想定される一方で、その諸元の変化と風力発電事業の実施による環境負荷の増減については明らかでない。そのため、建替要件の検討に当たっては、19件の建替えの実績における数値や今後の建替えの傾向を参考にすることは難しいと考えられ、位置、規模に係る数値の比について、これまで行ってきた環境影響評価手続の意味を損ねるほどには大きな環境影響の増加を生じない範囲での事業の内容の変更を定めている軽微変更要件を参考するのが適当と考えられる。

12 以上を踏まえると、風力発電事業における建替えの要件として、政令で定める距離については、例えば300m程度、政令で定める規模の比については、例えば1.1程度以下とするのが適当と考えられる（図12）。なお、建替え後の出力が建替え前の出力よりも小さくなるような場合は、建替え前後の出力の比が1.0未満となるが、既存事業に係る環境測定結果等を新設工作物の設置事業の調査・予測・評価に活用して配慮書手続を合理化できることが可能であり、建替事業の規模に係る数値の比の要件を満たすと考えられる。

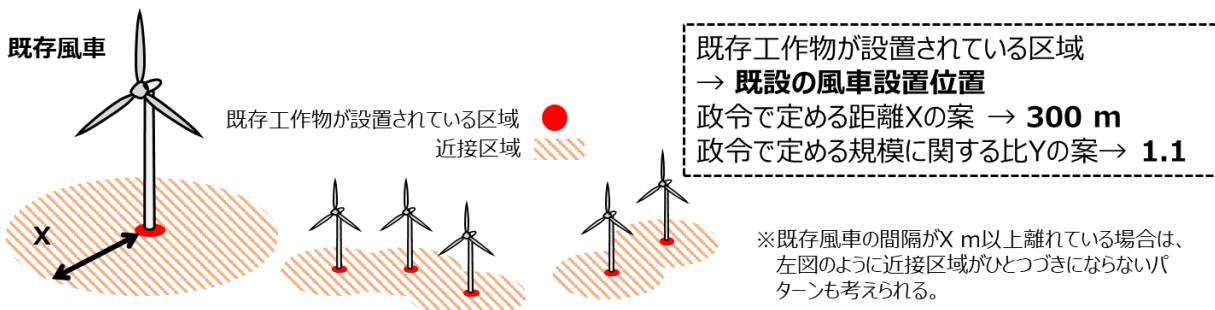


図12 風力発電事業の建替要件の例

1 3-3. 地熱発電事業

2 地熱発電事業については、過去に建替えの実績<sup>9</sup>が3件存在しており、これらについて、実績  
3 の整理を行うと表2のようになった。

4 表2 地熱発電事業の建替え実績

事業	出力の比 (有効数字2桁)	発電設備設置の ための敷地拡張	100m以上の 蒸気井の移動	100m以上の 還元井の移動	その他
A事業	1.2	なし	なし	なし	・搬入路の新設あり。 ・発電方式の変更により出力は増加するが、蒸気量は変わらない。
B事業	1.0	なし	あり	あり	
C事業	0.64	なし	なし	なし	

5 距離に係る要件については、軽微変更要件を参考とし、規模に係る数値の比については、技術  
6 進展により、発電方式の変更によって出力が増加しても、蒸気量が変化せず環境負荷が変化し  
7 ない事例（日本地熱協会ヒアリング結果によると、シングルフラッシュからダブルフラッシュ  
8 への発電方式の変更により約20%の出力増加が見込まれる）が今後想定されることから、この  
9 ような事例が対象となる数値が適当と考えられる。

10 以上を踏まえると、地熱発電事業における建替えの要件として、政令で定める距離について  
11 は、例えば300m程度、政令で定める規模の比については、現行の技術革新で見込まれる約20%  
12 の出力増加の幅を考慮し、例えば1.3程度以下とするのが適当と考えられる（図13）。なお、建  
13 替え後の出力が建替え前の出力よりも小さくなるような場合は、建替え前後の出力の比が1.0  
14 未満となるが、既存事業に係る環境測定結果等を新設工作物の設置事業の調査・予測・評価に活  
15 用して配慮書手続を合理化できることが可能であり、建替事業の規模に係る数値の比の要件を  
16 満たすと考えられる。

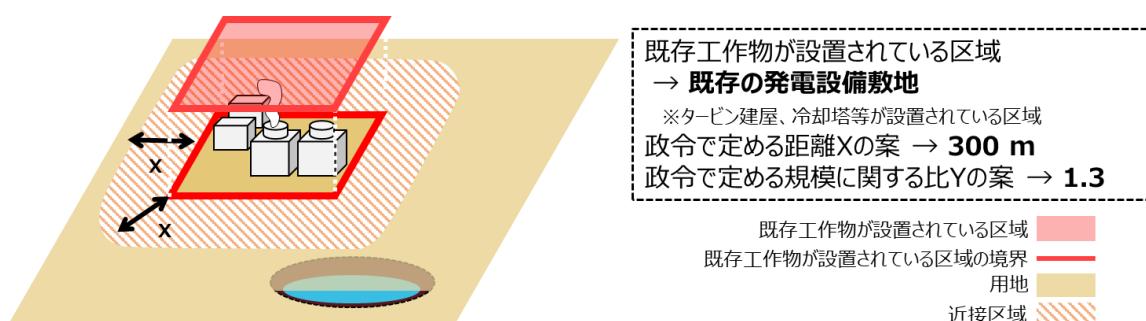


図13 地熱発電事業の建替要件の例

<sup>9</sup> 環境影響評価法に基づく手続を実施した風力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定したもの。

## 4. 建替配慮書の記載内容

建替配慮書を作成するに当たって通常の配慮書との差異や、計画段階配慮事項の選定についての考え方、環境の保全のための配慮を検討する際の考え方について整理した。

### 4-1. 通常の配慮書との差異

通常の配慮書と建替配慮書との比較を表3にまとめた。

表3 通常の配慮書と建替配慮書の比較<sup>10</sup>

	通常の配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域 (第一種事業の目的及び内容に包含されると想定)
④	計画段階配慮事項ごとに 調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項 <sup>11</sup>	

「第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地」については、建替配慮書と通常の配慮書で変更はない。また、「第一種事業の目的及び内容」については、通常の配慮書の記載事項に加え、建替事業の要件に該当していること及び事業の建替え前後の差異を示すことが重要と考えられる。さらに、建替配慮書においては「事業実施想定区域及びその周囲の概況」に代えて「事業実施想定区域」を記載することとしているところ、これは「第一種事業の目的及び内容」に包含されると想定される。

通常の配慮書においては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえた上で、重大な影響のおそれのある環境要素を影響要因の区分ごとに「計画段階配慮事項」として選定し、当該事項について調査・予測・評価の手法を選定したうえで調査・予測・評価を行い、その結果を記載することとされている。建替配慮書においては、「環境の保全のための配慮の内容」を記載することとされており、その具体的な考え方については4-2で示す。

一般的に、通常の配慮書では、配慮書の案についての意見を求める場合に、その意見の概要が記載される。この記載内容については、通常の配慮書と建替配慮書とで差異はないが、意見聴取を行う際には、当該事業が建替事業であることを示すことが適当と考えられる。

また、配慮書手続では、原則として複数案の設定を行うこととされているが、建替事業の場合は、新設の事業と比較して位置・規模や構造・配置が明確であることから、原則として複数案の設定は不要とするのが適当と考えられる。

<sup>10</sup> 環境影響評価法には、アセス図書における章立ては規定されていないため、ここでは一般的な配慮書の構成を踏まえた建替配慮書との比較を行っている。

<sup>11</sup> 環境影響評価法施行規則（平成十年総理府令第三十七号）（抄）  
(配慮書の記載事項)

第一条 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の三第一項第五号の環境省令で定める事項は、法第三条の七第一項の規定により配慮書の案についての意見を求める場合における関係する行政機関の意見又は一般的意見の概要とする。

## 4-2. 環境の保全のための配慮の内容

建替配慮書においては、選定された計画段階配慮事項について、活用可能な情報と建替え後の事業による環境影響を回避・低減するための環境配慮の方針を踏まえた調査、予測及び評価の結果を、「環境の保全のための配慮」として記載することとする。

### (1) 計画段階配慮事項の選定

建替配慮書の場合は、重大な影響のおそれのある環境要素ではなく、「施設の存在及び稼働」により環境負荷が生じうる環境要素を、影響要因の区分ごとに、事業特性を踏まえて「計画段階配慮事項」として選定する。事業特性とは、実施しようとしている事業の電源種、燃料、設備位置等やそれらについての建替え前後比較等の情報を指す。

### (2) 活用可能な情報

建替配慮書の作成において、既存事業に係る情報を建替え後の事業の環境影響の調査、予測及び評価に活用することができると考えられる。具体的には、環境影響評価法に基づく事後調査結果や環境監視結果に加えて、事業者による自主的な調査、国や自治体の公表情報、既存の文献等が想定される。なお、既存事業が環境影響評価手続の対象外であった等の理由により、事後調査等の既存事業の稼働に関する活用可能な情報を保有していない場合には、計画段階配慮事項について適切に予測及び評価を行うことが必要な程度において、文献調査、現地踏査等により建替配慮書作成時に既存事業に係る情報を収集することで調査、予測及び評価を行う。

### (3) 環境配慮の方針

建替配慮書に記載する環境配慮の方針<sup>12</sup>としては、既存事業で実施されている環境保全措置の継続や、既存事業で実施されている環境保全措置の技術進展等を踏まえた追加の措置の導入、活用可能な情報を踏まえた新たな措置の導入、活用可能な情報を踏まえた環境保全措置の停止・変更等の記載が考えられる。具体的な例として、既存防音壁の継続活用、既存フィルターのより高性能なものへのリプレース、バードストライクが発生した既存風力発電設備設置位置から新規設備の移動、バットストライクが発生したことを踏まえたカットイン風速の設定等が想定される。

## 5. 基本的事項等の改正

適切な建替配慮書制度の運用を進めていくため、関係法令の改正が必要である。これまでの整理を、環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成24年4月2日環境省告示第63号。以下「基本的事項」という。）、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号。以下「発電所アセス省令」という。）等で定める。基本的事項は、主務省令で定める基準・指針が一定の水準を保ちつつ適切な内容が定められるよう、全ての事業種に共通する基本となる考え方を示したものであり、また、配慮書手続に関しては、計画段階配慮

<sup>12</sup> 建替配慮書段階では、方法書以降の調査・予測・評価を行っていないことから、環境保全措置の確定は困難であり、そのため、環境保全措置ではなく、環境配慮の方針としている。

1 事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針に関する  
2 基本となるべき事項について示したものであることから、建替事業に係る計画段階配慮事項の選  
3 定や、調査、予測及び評価の手法の選定の考え方等については、基本的事項において規定される  
4 ことが適当である。また、発電事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項  
5 に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針等は発電所アセス省令において規定されることが  
6 適当である。その他に建替配慮書制度の円滑な運用に当たって整理すべき事項については、通知  
7 や発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課）等で規  
8 定されることが適当である。

9

1   **III. 環境影響評価図書の継続公開**

2   **1. 制度趣旨等**

3   後続事業者の効果的・効率的な環境影響評価の実施や、事業の透明性の向上による地域の理解  
4   醸成に資するため、改正法により、環境大臣は、事前に事業者等の同意を得た上で、政令で定め  
5   る期間、インターネットの利用その他の方法により環境影響評価図書を公開することができるこ  
6   ととなった。

7   政令で定める期間については、令和7年11月に公布された環境影響評価法施行令及び電気事  
8   業法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第384号）において、事業者等の同意を得た日  
9   から起算して30年とすることとされている。

10   また、環境影響評価図書の継続公開に係る規定等の施行期日は改正法の公布の日から起算して  
11   一年を超えない範囲内において政令で定める日とされているところ、環境影響評価法の一部を改  
12   正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第383号）により、当該規定等は令和  
13   8年4月1日から施行されることとされた。

14

15   **2. 図書の継続公開における留意点**

16   環境影響評価図書の公開に当たっては、環境影響評価情報支援ネットワーク等を参考に、閲覧  
17   者の利便性が高いウェブデザインとすることや、事業者等の環境影響評価図書の公開同意件数を  
18   増やすため、ウェブページにおいて閲覧者に対して環境影響評価図書の適切な利用を促すための  
19   事項を記載するなどの事業者等への配慮を行うことが必要である。

20   また、制度の円滑な運用のため、同意書の詳細な内容をはじめとする手続の詳細について施行  
21   までに検討し、事業者等へ周知を行うことが重要である。

22   さらに、施行後も閲覧者の利便性や同意件数の更なる向上を目指し、不断の見直しを続けてい  
23   くことが求められる。

24

## IV 参考資料

### 改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会 開催要綱

令和7年10月27日  
環境省大臣官房環境影響評価課

#### 1. 目的

環境影響評価法（平成9年法律第81号）について、前回改正の完全施行から10年が経過したことを踏まえ、より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方について総合的な検討を行うために、令和6年度に中央環境審議会総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」及び「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」により審議が進められ、令和7年3月に「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」の答申がなされた。これら答申では、前回法改正事項である計画段階環境配慮書手続・報告書手続の点検等が行われたことに加え、建替事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施や、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立する必要があるとされた。これを踏まえ、建替事業を対象とした環境影響評価手続の見直しと環境影響評価手続において作成した書類の継続公開に関する規定の新設等を内容とする「環境影響評価法の一部を改正する法律」（令和7年法律第73号。以下「改正法」という。）が令和7年6月に成立した。

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（以下「検討会」という。）では、改正法の対象とする建替事業の要件や建替事業に係る計画段階環境配慮書（建替配慮書）の記載事項の内容をはじめとする、改正法の施行に向けて必要な技術的な事項を整理・検討することを目的とする。改正法の円滑な施行に向けて、必要があれば、関連する令和7年3月の中央環境審議会答申に記載された事項についてもあわせて検討を行うこととする。

#### 2. 運営

- (1) 検討会は、環境影響評価等に関する知見を有する有識者を委員として構成する。
- (2) 検討会には座長を置き、座長は委員の互選により定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を説明員又はオブザーバーとして出席させることができる。
- (4) 検討会の事務は、環境省大臣官房環境影響評価課において処理する。なお、検討会を円滑に運営するため、必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。

#### 3. 公開等

- (1) 検討会は原則として公開とする。検討会の公開に当たり、検討会の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、インターネットを介した配信、入室人数の制限その他必要な措置をとることができるものとする。
- (2) 検討会における配付資料は、原則として検討会終了前に公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の

者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料は「委員限り」である旨明記し、非公開とすることができるものとする。

(3) 議事録は、検討会終了後に原則として公開するものとする。なお、議事録の公開に当たっては、検討会に出席した委員の了解を得るものとする。

(4) (1) 又は (3) の規定にかかわらず、特段の理由により検討会又は議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(5) (1)、(3) 又は (4) の規定にかかわらず、検討会、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、検討会、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができるものとする。

#### 4. その他

上記に規定するもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は座長が定めることができるものとする。

以上

## 改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会 委員等名簿

50 音順（敬称略）

### 【委員】

阿部 聖哉	一般財団法人電力中央研究所 研究参事
荒井 歩	東京農業大学 地域環境科学部 教授
座長 大塚 直	早稲田大学 法学学術院 教授
片谷 教孝	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授
関島 恒夫	新潟大学 農学部農学科 教授
錦澤 滋雄	東京科学大学 准教授

### 【事務局】

環境省 大臣官房 環境影響評価課

### 【関係省庁】

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課